

(論文)

## 柳沢吉保の上屋敷(上)

— 神田橋屋敷と常盤橋屋敷を中心に —

宮川 葉子

キーワード

柳沢吉保

上屋敷

神田橋屋敷

常盤橋屋敷

「楽只堂年録」

「福寿堂年録」

はじめに

本稿は、柳沢家が拝領していた神田橋の上屋敷について、特に常盤橋の屋敷との関連から考察するものである。ただし、分量が多いので、上下の二部に分けて報告をする。

『文昭院殿御実紀』(六代將軍家宣にかかる実紀。新訂増補国史大系本『徳川実紀第七篇』・吉川弘文館) 卷十四、正徳二年(一七二二)六月廿五日の条に次のようにある。

大目付中川淡路守成慶。普請奉行島田佐渡守政辰。目付天野弥五右衛門昌孚。渡部外記永倫。こたび仰出されたる屋敷地の事檢察の事奉るべしと命ぜらる。

唐突に右の一文が録されるだけで、前後関係が不明なのであるが、それを吉里時代の柳沢家の公的日記「福寿堂年録」(柳沢文庫蔵。引用にあたっては私に翻刻、句読点のみ付した)に見てみよう。『文昭院殿御実紀』より一日前の記事である。この年、吉里は参勤交代で国許甲斐にいたため、留守居役の者が老中秋元但馬守喬知(たかとも)に呼び出され、書付をわたされた。書付には、

上下屋敷之外、所々屋鋪、次ニ抱屋敷ノ之分、所并坪数書付、可被差出候。預りノ地茂有之候はゞ、是又書付可被出候。ノ但家来抱地茂書付可被出候ノ六月(卷第三十八・一七ウー一八オ。なおスラッシュは改行位置を示す。以下同じ。)

とあった。ここに「屋敷地の事檢察の事」(右『実紀』)の内容が理解されるのである。上屋敷、下屋敷を問わず、所有、或いは預かり屋敷・屋敷地の所在地と坪数を書き出し提出しろというものであったのだ。続いて同年七月十日(卷第三十九・二三オー一八ウ)、七月廿二日(二三ウー二四ウ)、八月三日(卷第四十・七ウー九オ)と三回にわたり、目付衆や道奉行からの廻状が到来、提出の際の細々した規則を知らしめている。

では何故のお達しであったのか。目的が明確ではないが、江戸もこの頃には人口が膨張、武家地も町屋も新たに捻出するのが難しくなっており、幕臣等の土地の所有を正確に把握し、有効利用しようとしていたかと思われるが、今後とも検討すべき問題であり、結論を急ぐのは差し控えない。

さてお達しに対する吉里の応答が次である(卷第四十・一七ウー一九ウ)。

上中下の屋敷、并に先年返上したる所々の屋敷、并に安通、時睦が屋鋪まで、のこらず絵図にし、坪数を記して留守居役の者、大久保加

賀守忠増が亭へ持参す。其書付、爰に記す（以下論の展開上、通し番号を付した）。

覚

①上屋敷〔坪数斗。但間数ハ不書付候〕（一）内は本来割注。読みやすいよう私に（一）に入れて表記した。以下同じ）／②同東之方上ケ屋敷〔坪数 間数〕／③道三河岸上ケ屋敷 同行／④新向屋敷 同行／⑤神田橋外上ケ屋敷 同行／⑥小日向上ケ屋敷 同行／⑦芝上ケ屋敷 同行／⑧谷ノ蔵上ケ屋敷 同行／⑨靈巖嶋上ケ屋敷 同行／⑩四谷千駄ヶ谷屋敷 同行／⑪深川上ケ屋敷 同行／⑫茅町屋敷之内土地 同行／⑬刑部少輔・式部少輔居屋敷 同行 但坪数は不書付候／⑭同牛込下屋敷〔坪数 間数〕／⑮駒込下屋敷 同行／⑯小菅抱屋敷 同行

正徳二年八月の時点までで、柳沢家が関連した屋敷は十六箇所にのぼっていたのである。この内、①上屋敷、②同東之方上ケ屋敷、⑤神田橋外上ケ屋敷、⑬刑部少輔・式部少輔居屋敷の四箇所が本稿の考察の対象である。

## 第一節 屋敷の概説

先を急ぎたいところであるが、吉保の生涯を把握するためにも、右の「福寿堂年録」の記事（①・②・⑤・⑬は除く）を概観しておきたい。

### （一）道三河岸上ケ屋敷

元禄十五年（一七〇二）五月二日の「楽只堂年録」に、「道三川岸の屋敷に稲荷明神の社を勧請す」（二〇〇巻・二ウ）とあるのが初出だが、拝領の時期については未詳。当地は宝永四年（一七〇七）六月廿七日に、「吉保が預かりたる道三河岸屋舗の内にて、東西五拾四間、南北拾間の地を、豊前守直重が預り屋舗となし給ふ。今日渡す」（二〇三巻・三七〇ウ・三七ウ）とあって、黒田豊前守直重に割譲されている。直重は吉保養女土佐子（折井市左衛門正利女）の女婿。岳父吉保が女婿直重に分け与えた構図であった。そして宝永六年（一七〇九）三月七日、綱吉薨去後三ヶ月ほど経ったこの日、「吉保が預りたる道三河岸の屋敷と、普請小屋跡の屋舗とを返し上ぐべき事を絵図にし」（二二七巻・五ウ）、間部越前守詮房にお伺いを立て、翌日許可を得て、三月廿六日に返還している（同上巻・二〇〇ウ・二〇ウ）。なお、『江戸城下変遷図絵集一』（朝倉治彦解説監修・一九八五年七月・原書房）

原本は幕府普請奉行編「御府内沿革圖書」[「宝永六巳年之形」(七一頁・本稿巻末〔絵図I〕に転載させていただいた)には、「道三橋」と「今大路道三」、道三橋を渡ったすぐ東側に「黒田豊前守」の文字が見える。道三河岸屋敷とは、このあたりであったと認定してよいようである。

## (二) 新向屋敷

この屋敷の名を聞かない。ただ室町中期の古典学者三条西実隆さんじょうじつねは、自らの妻や、息子公条きんたかの妻を「北向」「東向」などと呼んでいる例があり、ここもその類かと考える。とするなら、「新向」とは、吉里の新妻、即ち酒井雅楽守忠拳うたのかみたなかの娘頼子よりこということになる。仮にそうであるなら気に掛かるのが、「楽只堂年録」元禄十五年(二七〇二)五月廿六日の条に、「吉里が奥方の用意にて、今日柱立す」の記事(二〇〇巻・四〇オ)。この年の四月六日、柳沢邸は火災に遭い、一時にして壮大な屋敷が灰燼に帰す。再建が急がれていた中で右記事である。そしてこの時、「吉里が奥方の用意」によって建てられた建物、それは吉里に嫁ぐ娘のために、酒井家で用意したものであったと思しく、それを「新向屋敷」と呼んでいるのではあるまいか。この点については再度述べることになる。

## (三) 小日向上ヶ屋敷

元禄十四年(二七〇二)三月廿二日の「楽只堂年録」に、「小石川にて、酒井鞆負つげのすけ佐忠門が返し上たる屋敷を拝領す。東西百間、南北百四拾間。坪数老万千六百二十三坪なり」(八十巻・二六ウ・二七オ)とあり、小石川での屋敷拝領を知る。小日向と小石川は現在の住居表示でも隣同士の位置関係で、小日向と呼んだり小石川と呼んだりしていたようである。この屋敷は、元禄十五年四月の柳沢邸焼亡の折、家族の避難場所として機能。元禄十六年十一月廿九日には、水戸藩邸からの出火で焼け出された吉保生母の避難場所ともなった。

## (四) 芝上ヶ屋敷

これについては、宮川葉子「柳沢吉保の下屋敷―茅町屋鋪と浜の屋鋪を中心に―」(「国際経営・文化研究」第十四号・第一巻。平成二十一年十一月)に詳述したので参照願いたい。

## (五) 谷ノ蔵上ヶ屋敷

元禄十二年(二六九九)一月廿八日の「楽只堂年録」に、「去年、吉保が靈巖嶋の下屋敷類焼するによりて、谷の御蔵跡の地を引替て下屋敷に

拝領す」(六十卷・二五ウ)とある。この土地の坪数は「五千三百三十七坪七合四夕」(六十一卷・四〇オ)であった。元禄十四年(二七〇二)十二月十八日には、稲荷大明神を勧請。翌十五年四月六日の火災では、一旦茅町の別業へ避難した側室正親町町子とその腹の二男児がここに移っている(九十九卷・一九ウ)。さらにその翌年、即ち元禄十六年(二七〇三)十一月廿九日には、水戸藩邸からの出火による火事で「吉保が谷の屋敷、茅町の屋しきも焼亡す」(二三五卷・一六オ、一六ウ)とあり、その焼亡を知る。そして元禄十七年(二七〇四)三月十三日に改元、宝永元年になった。正月十八日の「楽只堂年録」に、「吉保が谷の下屋敷を返上し、榊原式部大輔勝乗が篠笹の池の端のあげ屋敷をやりやうす。件の屋敷は、五千三百三十七坪余也」(二三八卷・七ウ、八オ)とあつて、返上と拝領を知る。この地は同年二月廿七日に「篠笹の池の端の屋敷を返上す」(二三九卷・三六ウ)とあり、わずかな間に返上されている。

#### (六) 靈巖嶋上ヶ屋敷

元禄二年(二六八九)閏正月十六日の「楽只堂年録」に、「靈巖嶋にて、中屋舗を拝領。井上筑後守政栄がもと有し屋しきなり」(四卷・六ウ)とあり、同月廿二日に受け取っている。吉保が賜った最初の中屋舗であった。元禄四年(二六九二)には、吉保生母が移りすみ、同六年(二六九三)には生母の「居館」も完成(十九卷・二六オ)。しかし、元禄十一年(二六九八)十二月十日、類焼(五十九卷・二八ウ)。その後、元禄十二年(二六九九)一月廿八日の「楽只堂年録」の、「去年、吉保が靈巖嶋の下屋敷類焼するによりて、谷の御藏跡の地を引替て下屋敷に拝領す」(五)谷ノ藏上ヶ屋敷に引用)とあるのと関連して来るのである。因みに、同じ靈巖嶋の屋敷を「中屋舗」と呼んだり「下屋敷」と呼んだりしているのから察するに、柳沢家内では、敢えて「中屋敷」「下屋敷」と厳密には区別していなかったように見える。

#### (七) 四谷千駄ヶ谷屋敷

元禄四年(二六九二)三月朔日、千駄ヶ谷に下屋敷を拝領(七卷・二二オ)。靈巖嶋に次ぐ初期の拝領地にあたる。この土地に関しては、「楽只堂年録」元禄六年(二六九三)九月八日に興味深い記事が収載されている。

横田伝四郎某といへる人の屋敷、月桂院の側に有。月桂院せばきよしを聞て、吉保、申願ひて、吉保が千駄ヶ谷の屋敷の内をわけて引替へ寄進す。間敷、東四十七間五尺、西四十七間、南五十八間、北五十六間三尺也(十九卷・一六ウ、一七オ)。

月桂院は柳沢家の菩提寺。現在も市ヶ谷に存する。吉保父安忠やすただの逝去後、正覚山月桂寺と改め、関東十利に加えられた。その寺域を拡げるため、千駄ヶ谷の土地の一部と、月桂寺に隣接する横田某の土地を交換したというのである。右の数値から計算すると総坪数二千六百五十三坪程になる。この後、千駄ヶ谷の屋敷は、元禄八年(二六九三)四月朔日の「樂只堂年録」から返上が知られる(三十巻・一七ウ)。

#### (八) 深川上ヶ屋敷

元禄十五年(二七〇二)八月廿二日、吉保は深川に下屋敷を拝領(二〇三巻・二四オ)。この土地は、半分が駒込の六義園増大のため、半分が芝の屋敷地増大のために利用されたことは、宮川葉子「柳沢吉保の下屋敷―茅町屋舗と浜の屋舗を中心に―」(四)芝上ヶ屋敷で引用と同論文)に述べたので繰り返さない。

#### (九) 茅町屋敷之内上地

これが現在の待乳山の地点であろうことも含め、宮川葉子「柳沢吉保の下屋敷―茅町屋舗と浜の屋舗を中心に―」(同上)で述べ、本稿では「補節(一) 茅町屋舗の後日談」(五十頁)として考察したので、それに譲りたい。

#### (一〇) 牛込下屋敷

当節(二) (四頁)で扱った「小日向上ヶ屋敷」のその後はどうなったのか。宝永五年(二七〇八)六月廿八日の「樂只堂年録」に、小日向の屋敷と、酒井修理大夫忠音の牛込の屋敷を交換したい旨を申し出て、同日付で実行された記事が載る(二二九巻・一八ウ・一九オ・二六オ)。この牛込は恐らく吉保が誕生した市ヶ谷の安忠邸を含む地域ではなかったかと考えている。ところで本稿三頁「覚」の「⑬刑部少輔・式部少輔居屋敷 同行 但坪数は不書付候」(⑭同牛込下屋敷〔坪数 間数〕とあった「年録」の記事に注意したい。「⑭同牛込下屋敷」とある「同」は、⑬の「刑部少輔・式部少輔」を指すもの。つまり牛込の屋敷は、町子腹の二男児、経隆つねたかと時睦ときむちかに下屋敷として与えられていたらしいのが知られるのである。<sup>注一</sup>

#### (一一) 駒込下屋敷

これこそ吉保が隠居した六義園の地。六義園については、別稿を用意しているので、今回の考察からは外す。

## (二) 小菅抱屋敷こすげがえ

元禄十二年(二六九)八月廿九日の「楽只堂年録」に、「今月、小菅におゐて、拾万千五百七拾坪の地を買ふ」(六十六卷・二七ウ)とあり、吉保が土地を購入しているのが知られる。吉保が所有する土地では最も広い坪数を誇る。但しここは「抱屋敷」かかえやしきであった。「抱屋敷」は「武家・寺社・町人が江戸近接農村で百姓地を購入し、所持したもの」(宮淵令治氏「江戸武家地の研究」二〇〇四年・塙書房・一六頁。なお氏の同書は手堅い武家地研究成果として、本論をまとめるにあたっては多いに参照させていただいた。武家側は百姓地を購入し自らの支配下におくことで、私有財産としての年貢等を徴収できるのが利点。百姓達は、武家側の言いなりの年率で年貢徴収がなされる不利益はあるものの、近隣の百姓達との諍いなどに対し、所有者の権力に頼れる利点があった。詳細を述べるゆとりはないが、吉保は小菅(現在は東京拘置所の所在地として著名。東京都葛飾区西部で荒川放水路の東岸に位置、綾瀬川が合流する地点の近く)に農地を確保。百姓達に耕作させていたと思われるのである。能吏としての吉保は、個人経営の農地も所有していたということか。その意味では、他の屋敷とは趣を異にする存在であった。

さて、十二項に分け概観して来た屋敷であるが、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の八箇所に共通して見られる「上ヶ屋敷」の表記について触れておく。これは全て返上した土地であることを意味する。そしてこれらは吉保が引退する時に、返上作業を終えたものであった。但し、千駄ヶ谷の屋敷だけは、「楽只堂年録」に元禄八年(二六九三)四月朔日の返上が記録されながら、吉里の時代まで柳沢家の所有となっている点については未詳。後攻を待ちたい。注二

### 【注】

一、とここで、のちのことになるが、「福寿堂年録」六十六卷、正徳四年(一七一四)九月二十五日の条に、「酒井修理大夫忠音が白山御殿跡の屋敷と、時睦の牛込の下屋敷を相對替にしたき由を願たるに、願ひのことくすべきよしを、老中伝らる。双方ともに、屋敷坪数五千六百坪余なり」(一八ウ・一九オ)とあり、正徳四年には、再び酒井忠音との間で屋敷の交換がなされているのが知られる。それと共に、上記に時睦の「牛込の下屋敷」とあるのからは、町子腹の下の男児「式部少輔」屋敷であるのは間違いないが、では「刑部少輔」のそれはどうなったのかという疑問が残る。

二、本稿「はじめに」で引用の「寛」(三頁)に「四谷千駄ヶ谷屋敷」とあり、「上ヶ」の文字は見えない。

## 第二節 神田橋への道のり

### (一) 愛宕下の屋敷

天和元年(一六八二)七月十一日、廿四歳の吉保は初めて屋敷を賜った。同年四月には三百石の加増も得て、父安忠の家督であった粟米<sup>りんまい</sup>三百七十俵を采邑<sup>さいい</sup>に改めた<sup>注一</sup>上で、都合八百三十石の禄高になっていた。その上での屋敷拝領である。「楽只堂年録<sup>らくしどう</sup>」には次のように記録される。

愛宕の下にて、多羅尾左兵衛光武が屋敷を賜はる。すなはち、安忠の時より住みきたりしいちがやの屋敷をば返し上る。新に給りし宅は、住むべきいゑなきにより、材木を拝領す(三卷・一五ウ)。

吉保は、万治元年(一六五八)十二月十八日、武蔵国豊島郡一谷庄に誕生した。父安忠が拝領していた「いちがやの屋敷」でのことであった。それ以来市ヶ谷にあったのが、今回「愛宕の下<sup>注四</sup>」で多羅尾光武の屋敷を拝領したのである。と同時に、市ヶ谷の屋敷は返上。しかし、「住むべきいゑなき」ため、幕府から材木を拝領したのである。「光武が屋敷を賜はる」とあることと、「住むべきいゑなき」とは齟齬をきたす。光武はどこへ住まっていたのかということになるからである。ここでは光武の屋敷が吉保達が住まうにしては狭かったということらしいと解釈しておく。

### 【注】

一、扶持米(主君から家臣に給与した俸禄)の異称。一日玄米五合を標準としてこの一年分を米または金で給与されること。

二、領地。知行所。采地。

三、現在の新宿区市ヶ谷。

四、愛宕は、東京都港区芝公園の北方にある標高二十六メートルの小さい丘。「愛宕の下」は、この愛宕山の麓。上屋敷は江戸城に近い西の丸下、丸の内、外桜田、愛宕下あたりに設けられるのが普通であったという。

五、多羅尾氏は藤原氏の支流。近江国甲賀郡信楽庄を領し多羅尾を家号とした。光武は、実父を山口光廣、母を山口長政女に誕生するが、多羅尾光重の養子となり多羅尾を名乗る。万治二年（一六五九）三月二十一日遺跡を継ぐ。延宝八年（一六八〇）逝去。享年五十歳。法名了山。信楽の浄土寺に埋葬。妻は、油小路大納言隆基女（『寛政重修諸家譜』以下『寛政譜』と略）巻第九百四十六）。

## （二）西の丸下の屋敷

貞享元年（一六八四）八月廿一日の「年録」に次のようにある。

西の丸の下におゐて、品川采女氏尹が屋舗を拝領す。愛宕の下の屋敷をば返し上る（三巻・三三ウ・二四オ）。

当年吉保は二十七歳。前年（天和三年）正月には、二百石の加増を得て、都合千三十石取りになっていた。愛宕下の屋敷に約三年住まった吉保は、この日、西の丸下に新たな屋敷を拝領。愛宕下のそれは返上したのである。西の丸下の屋敷は、もと品川采女氏尹<sup>注一</sup>の屋敷。市ヶ谷、愛宕下にくらべ、西の丸下<sup>注二</sup>は江戸城に近い。吉保は出世に伴い、その屋敷も城に至近な場所に拝領し始めていたと見るべきなのであろう。

### 【注】

一、品川氏は、今川氏真次男高久<sup>たかひさ</sup>（母、北条氏康女）からの名乗り。二代將軍秀忠から、今川の称号は宗家に限り、以後は品川を称すべき旨の仰せがあつてのことであつた。ところで「氏尹」は「伊氏<sup>これいし</sup>」の誤りではなからうか。『寛政譜』品川の項（巻第九十四）に「氏尹」の記述を見ないからである。仮に伊氏であるなら、実父は松平修理亮重治、母は久世大和守廣之で、品川高久の息男の養子となり品川を継いだ人物。伊氏は元禄元年（一六八八）十一月に奥高家となり、十二月には侍従に叙任して豊前守と称し、元禄十年（一六九七）二月九日の女御（有栖川幸子女王<sup>ありすがわ</sup>）入内の折には、本多中務大輔忠国に従い上洛するなど、良家の出身らしい活躍をしてゆく。正徳二年（一七二二）逝去。享年四十四歳。

二、西の丸は、江戸城本丸の南西の方向にある一廓で、將軍の世子の居所や、將軍の隠居所などとして機能した。

### (三) ひとつ橋の屋敷

元禄元年(一六八八)六月七日、三十一歳になつていた吉保は、「ひとつ橋の内におゐて、松平隼人正忠冬<sup>注</sup>が屋敷を拝りやう」。同月十日に転居。西の丸下の屋しきを返上する(三卷・五五才)。西の丸下の屋敷は、四年足らずの生活の場であつた。

さて元禄元年は、吉保にとつて記念すべき年。一橋の屋敷を賜つて半年足らずの十一月十二日、壹万石の加増を得て、小大名ながら大名の列に加つたからである。これをもつて家禄は都合壹万貳千三十石になつた。また、御側用人<sup>おそばようじん</sup>に取り立てられ、以後、將軍綱吉の側で滅私奉公してゆくことになる。さらに前年(貞享四年)九月三日には、側室飯塚染子の腹に継嗣吉里<sup>よしさと</sup>(初名兵部)が誕生。ほほ時を同じくして父安忠が逝去したのは痛恨の極みであつたが、大名<sup>注</sup>としての柳沢家の基礎はここに固まつたのであつた。

#### 【注】

一、深溝松平家。松平兵庫頭忠隆の次男。母は山岡主計頭景以女。慶安三年(一六五〇)、家綱の附屬として西城の御書院番となつたのを皮切りに、貞享元年(一六

八四)には「東武実録」四十巻で、秀忠の事跡を書き綴り、さらには自らの家祖家忠の事跡を校訂増補した「家忠日記増補追加」を纏めるなど、実録の記録者としても活躍。元禄十五年(一七〇二)逝去。享年七十九歳。

二、將軍に直屬した一万石以上の禄高を拝領する武家の意で用いる。

### 第三節 神田橋を本拠地に

#### (一) 神田橋の地

元禄二年(一六八九)正月十一日、ひとつ橋の屋敷を拝領して半年後のこと。新年を迎え吉保は三十二歳である。「神田橋の内におゐて、水野隼人正忠直<sup>注</sup>が屋敷を拝領」(四卷・四才)。坪数は総計「三千百二十二坪半」(同上)。約一万三百平方メートルであつた。市ヶ谷、愛宕下、西の丸下、ひとつ橋内と、四箇所<sup>注</sup>の屋敷を移り住んで来た吉保であつたが、どの屋敷についても坪数の記録はない。当該神田橋の屋敷に至つて初めて

「三千百二十二坪半」と明記しているのは注意しておいてよからう。

なお神田橋は、綱吉が館林宰相と呼ばれていた時代の神田御殿があつた一帯。千代田区大手町一丁目の東部の内で（（絵図Ⅱ）下段「千代田区大手町、丸の内周辺」、大手町合同庁舎、日経新聞社、国際電電（KDD）などが建ち並ぶ<sup>注1</sup>。そもそも大手町は江戸城正門の大手門の目前。城に至近な地に屋敷を拝領したのは、綱吉の寵愛がただならぬものであるのを予測させる。結果的に言うなら、この神田橋の屋敷こそが、吉保の本邸（上屋敷として機能して行くことになる。同月廿一日には、神田橋の屋敷に転居。ひとつ橋の屋敷は返上した（四巻・五〇―五ウ）。ひとつ橋の屋敷での生活は半年余。引越しに忙殺されはしなかつたのかと心配になるが、そうした記述は「楽只堂年録」に一行もない。

【注】

一、『寛政譜』によれば、「水野忠直」は四人存在するが、ここは隼人正を名乗る忠職息男の忠直。承応元年（一六五二）生まれ。万治二年（一六五九）八歳で初めて家綱に拝謁。江戸近辺の水利工事に携わることが多かった。正徳三年（一七一三）松本において逝去。六十二歳。

二、（（絵図Ⅱ））は、ロム・インターナショナル編『東京を江戸の古地図で歩く本』（河出書房新社・一〇〇六年九月第五版）一一九頁から転載させていただいたものであるが、上下の地図を見比べてみると、大手町一丁目は、北側の神田橋御門、東側の常盤橋御門を入った扇形の地域にあたるのが知られる。

（二） 居宅の増地

神田橋の屋敷を得て約三ヶ月後にあたる元禄二年（一六八九）三月廿六日の「楽只堂年録」に、

居宅せばき事上聞に達し、うら隣、松平備中守正信<sup>注2</sup>が屋敷を拝領す。坪数合て三千八百三坪なり（四巻・一六ウ）。

とあり、さらに翌廿七日には、

きのふ拝領せる屋しきをうけ取(同・一七オ)。

とある。この「居宅」は申すまでもなく当年正月に拝領の神田橋の屋敷。時の坪数は「三千百二十二坪半」であったのを、この度、新たに「うら隣」の松平正信の屋敷地、「三千八百三坪」が加わったというのである。結果、総計六千九百二十五坪半。約二万平方メートル。かなりな広さである。それも「居宅せばき事上聞じょうぶんに達し」た故の増地。綱吉の寵愛が透けて見える。かくして吉保は江戸城本丸の至近距離に、約七千坪の足場を得たのであった。

【注】

- 一、『寛政譜』に松平備中守正信なる人物を見ない。これは松平(保科)正容まさかたではあるまいか。とするなら、初名正信まさのぶで肥後守。保科正之まさゆきの六男である。そもそも正容の父、保科正之ほしなは台徳院殿(二代将軍秀忠)末男。「故ありて御子の数になされ」なかつた故に、保科肥後守正光に養われ保科を名乗つたのであった(『寛政譜』巻第四十九)。正容は寛文九年(二六六九)会津に誕生。延宝六年(二六七八)初めて四代将軍家綱に拝謁。天和元年(二六八一)二月十九日に襲封。同年十二月二十七日に従四位下侍従に叙任し、肥後守を兼務。以後、綱吉の寵愛を得て、綱吉の柳沢邸御成の折には幾度か先立ちを勤め、名門の出身らしい役職を経る。享保九年(一七二四)には、重ねて越後国魚沼郡に七万石余の地を預けられ、同十年四月九日には、惇信院殿(九代将軍家重。八代将軍吉宗の長男。生来の病弱により政務に耐えられず、側用人大岡忠光が権勢を振るつた)の元服にあたり理髪の役を勤めるなど、八代将軍吉宗の信任も篤かつた。室は阿部豊後守正武女。継室は家臣横山九右衛門常定女。

(三) 三千両の借金

さて、神田橋の屋敷地が約二倍になった翌日、すなわち三月廿八日の「楽只堂年録」には、

拝借の願かなひて、金三千両をうけとる(以下付載の証文略)(五卷・二二ウ)。

とある。幕府への「金三千両」の借金がなかったのである。恐らく居宅拡張工事のためであったのであろう。一橋の屋敷も半年で明け渡しして移住した神田橋の屋敷。以後そこを上屋敷として充分活用するべく綱吉の内意を得た吉保が、居宅拡張工事にかかる。しかし、建設費用が足りない。「金三千両」を申し入れた、という経緯を想定しておきたい。

#### (四) 御成御殿の経営

神田橋の屋敷に落ち着いてほぼ一年が過ぎようとしていた。元禄四年（二六九）二月十三日の「楽只堂年録」には次のようにある。

御成経営のため、金壹万両を拝借す（七卷・七ウ）。

前年は三千両の借金を自邸建築に充てた吉保。この度は、「御成経営のため」に、一万両の借金を申し入れたらしい。前年からの借金総額は、一万三千両にのぼる。ここの「御成経営」とは、吉保邸への綱吉の御成希望を満たすための御成御殿の建設費用、及び当日にかかる付帯経費であつたらしいのは改めて述べる。

そもそも綱吉は、「来る三月廿二日、吉保が亭に成らせ給ふべきの仰有」（七卷・四オ。「楽只堂年録」当年一月廿九日の条）とあるように、御成の約二ヶ月前にその希望を伝達していた。綱吉の自邸への御成——それは幕臣にとつていかに名誉であつたか。御三家、あるいはお気に入りのお老中、高家へと、それまでも時々なされていた御成。それに吉保も随伴したことがあり、名誉の程は身に浸みている。まさかと思うそれが自らに対してなされるというのであるから、一家一族が総力を集結し準備にかかったのは当然であつた。

吉保は早速御成御殿建設に取りかかる。同年二月朔日（当年の一月は廿九日まで。朔日は御成希望を得た翌日）、「今日、御成御殿の鉦初なり」（七卷・五オ）とあるのがそれを語る。そして同年三月廿二日、綱吉の初御成を迎えた。吉保が借財して設営した御成御殿（巻末六十六頁（あ）初御成御殿図）。出し物（漢籍講釈や能楽等）の豊かさ、家族や家臣の寸分の狂いもない応接の様、用意された見事な献上品の数々——。それらすべてが綱吉を感動

させずにはおかなかつた。<sup>注一</sup>

以後、綱吉は生涯に五十八回に及ぶ御成を繰り返すのであるが、神田橋に吉保邸を構えさせた効果は充分にあつたといふべきであつた。本丸から神田橋は目と鼻。寵愛する幕臣の居宅が至近距離であるのは、綱吉の心の安らぎの保障ではなかつたか。それを吉保も暗黙裏に了解していた。吉保の二十四時間体制ともいえる滅私奉公<sup>注二</sup>を物理的に可能にしたのも、本丸との至近距離を無視しては語れない。かくして精神的にも地理的にも、綱吉と吉保は堅く結ばれるに到るのである。

#### 【注】

一、なお初御成を「徳川実紀」と「松陰日記」を丹念に追つた、宮川葉子・池田友美の「徳川実紀」と「松陰日記」(「国際経営・文化研究」第十三巻第二号へ二〇〇九年三月)巻末にも、初御成御殿図を収載した(二一九頁)。

二、ほぼ毎日の宿直、綱吉の家族、例えば綱吉生母桂昌院、御台所<sup>みたせうじやう</sup>、鶴姫生母五の丸、綱吉女鶴姫、綱吉養女八重姫等への頻繁な御機嫌伺い、一旦城から帰つても気になる事態があれば再登城する等、將軍の身辺への配慮は誰にも真似のできるものではない。こますり<sup>こますり</sup>だけで出世したなどといった下世話な発言の矢面に立たされた吉保であるが、その滅私奉公ぶりは超人的であつたのは史料が語っている。

#### (五) 男児達の居宅

元禄六年(一六九三)になつた。吉保三十六歳。三月十四日の条に、「安暉が宅の経営、今日上棟也」(十六巻・一七ウ)とあり、翌月の二日には、「安暉が居宅、経営成就して移徙す」(十六巻・二二オ)とある。安暉<sup>やすてる</sup>は吉保側室飯塚染子<sup>いひづかそめこ</sup>に生まれた継嗣<sup>よしきどり</sup>、後の吉里である。誕生は貞享四年(一六八七)であるから当年七歳。七歳といへば学問初めの年齢。しかも継嗣としてきちんと武家教育をするためには、独立した生活の場を与えなければならぬという判断であつたか。ともかく安暉用の居宅が完成、そこへ移つたといふのである。この居宅が神田橋の屋敷のどのあたりに位置していたかは特定できない。

ただ、吉保正室定子の逝去に関して、吉里が自作、自筆で供えた哀悼文<sup>注</sup>に、「いはけなき比より、此御いつくしみふかく、ひるよるめでなづ

そひ給ひ」とあり、子どものなかつた定子が、柳沢家の継嗣吉里を、腹を痛めた我が子のごとく愛しんだ姿を窺うことができるのに鑑み、あるいは定子の居室注一に近い場所に経営されたのであつたかもしれない。

同年八月十六日には、「安基が居室、経営成就して、覚彦、慶範、札を押す」（十八卷・一八〇）とあり、三日後の十九日には、安基が新宅に移徙している。安基は元禄五年（二六九二）五月十日に染子の腹に誕生した安暉の同腹弟。当年二歳に過ぎないが、吉保は別宅を与えたのである。因みに覚彦、慶範は、吉保が建立した建築物に、魔除けの守り札を押ししたり、加持をなすなどして信任を得ていた靈雲寺れいうんじの比丘びくである。

こうして僅か二歳にして「居室」を得た安基であつたが、結果的に元禄七年（二六九四）三月二十一日、三歳にして夭折。乳幼児がまともな育つ確率の極めて低かつた当時の実体も忍ばれる。

#### 【注】

一、宮川葉子「柳沢吉里の二人の母の死―付・「染子家集」「定子追悼文」―」（『国際経営・文化研究』第十三卷第二号（二〇〇九年三月）に全文翻刻してあるので参照願いたい。

二、注一同論文で、染子が「松戸亭」と称する自室を保持していたことに窺えるように、「柳沢家の女輩達は、各自所生の子供、乳母、侍女達と別棟形式の、かなり独立性の高い住居に暮らしていた」（十九頁）らしいと述べた。当然定子にも正室としての居室、居室部分があつたであろうとの判断による。これについては改めて後述することになろう。

三、出家得度して具足戒ぐそくかい（僧侶が守らなくてはならない戒律。比丘には二五〇戒、比丘尼には三四八戒あるとされる）を受けた男子。

#### （六）町子腹の男児の居室

安基を三歳で亡くした吉保であつたが、同年十一月十六日、側室町子の腹に四郎安通やんみち（後の経隆つねなか）が誕生。再び男児を手にすることができた。町子が吉保の側室となつた正確な年月日は未詳ながら、少なくとも安通誕生の十ヶ月以前であるのは確かで、筆者は元禄六年（二六九三）あたりを想定している。

さて元禄八年(二六九五)七月廿二日の「年録」に、「安通が部屋経営成就して、今日移徙なり」(三十二卷・二四ウ)とある。見てきたように安通誕生は前年の十一月。それから一年も経たないうちに、一二歳の男児用にと「部屋」の経営がなされたのである。ただ、ここで注意しておきたいのは、染子腹の安暉、安基の場合は、「居室」とあったのが、安通の場合は「部屋」とある点。「居室」より規模が小さかったからか、あるいは町子の居住区中に設けられた二部門でもあったためか。断定する根拠を持たない。

#### 第四節 神田御殿地のゆくえ

##### (一) 神田御殿の跡地 — その① —

元禄九年(二六九六)になった。吉保三十九歳である。その七月四日の「年録」に、

吉保が居宅の南の方の大路に、神田御殿の跡の地を添て、東西百二十二間、南北拾九間を拝領す(四十卷・一九ウ・二〇オ)。

との記事が載る。巻末に〔絵図Ⅵ〕として転載した『江戸城下変遷絵図集』(前掲)「元禄年中之形」を見ていただきたい。そこに「柳沢出羽守」とあるのが吉保の神田橋の屋敷地。「居宅の南の方の大路」とは、「神田御殿」と柳沢邸の間に存する道を指すものと思われる。その「大路」に、「神田御殿の跡の地」を添えて拝領したというのである。神田御殿は申すまでもなく綱吉が館林宰相時代の御殿。その拝領は、いよいよもって吉保への寵愛がなみなならぬことを窺わせる。

「東西百二十二間、南北拾九間」は、二千三百十八坪にあたるが、どこ面積をさすのであろうか。第三節「(二) 居宅の増地」(十二頁)において増地された神田橋の屋敷地は、総計六千九百二十五坪半であった。〔絵図Ⅵ〕から割り出すに、神田御殿と大路を合わせると、七千坪以上になってしまいそうである。しかし二千三百余坪の拝領であるのも事実である。

断定は避けたいが、この度の拝領は「大路」と、それに接する神田御殿の北側の一部を東西に細長く切り取っての割譲であったのではあるま

いか。ともあれこれにより、吉保の神田橋の屋敷地は総計九千二百四十三坪半になった。

ここで当該元禄九年時の吉保の状況を確認しておこう。論はいささか遡るが、元禄七年（二六九四）一月七日、吉保は一万石の加増を得て川越城主となり、家禄は都合七万二千三十石に及んだ。三月四日には家臣団が城受取に出發。しかし定府じょうふの吉保は江戸に残る。

翌元禄八年（二六九五）一月九日は綱吉の五十賀。吉保は一家一族をあげ、誠心誠意の祝意を籠めた。そして同年四月二十一日、吉保は駒込に別墅べつしょの地、四万七千坪を賜るのである。前田綱紀じょうちの土地であった。後の六義園の地である。

同年十月下旬からは、川越城主として、三富さんとめ開発に着手。十一月下旬には、三富地区に寺社の建立を予定。これが多福寺たふくじと多聞院たもんいん。いずれも翌元禄九年（二六九六）六月九日に落成する。その翌月に、神田御殿の一部も含め、当該二千三百余坪の拝領に到ったのである。

## （二）借金の帳消し

神田御殿の一部も含め、二千三百余坪を拝領したのと同じ、元禄九年の十一月二日の「年録」に次の記事がある。

庚午の年に、金子三千両を拝借し、辛未の年に吉保が亭に御成の経営のために、金子壱万両を拝借せしを、直に拝領なさしめ給ふよし、仰事有。辛未の年より当年迄、千九百両を返納せしをもひとつに拝領す。〔四日に千九百両をうけ取る。〕（四十三卷・二四〇―二五ウ）

「庚午の年」は元禄二年（二六八九）。第三節「(三) 三千両の借金」(十二頁)の項で述べたように、同年三月、神田橋に約七千坪の足場を得た吉保が、自邸の建築に必要な額として幕府に申し入れ許された借金であった。

一方「辛未の年」は元禄四年（二六九二）。同じく第三節「(四) 御成御殿の経営」(十三頁)で述べたように、同年二月、翌月の綱吉初御成を迎えるための御成御殿建造等にかかる費用として申し入れた借金であった。総計一万三千両の借金を、この度「直に拝領なさしめ給ふよし」の綱吉の仰事があったというのである。「直に」の意味が曖昧なのであるが、「なおに」と訓んで「そのまま」の意味あいではないかと考へる。綱吉

は借金相当額を吉保に「そのまま」与えるとはまさに借金の帳消し。吉保に債務はなくなるのである。しかも、「辛未の年より当年迄、千九百両を返納せしをもひとつに拝領す」とあるのからは、元禄四年から吉保が弁済してきた分も合わせて返還されるのを知る。

ただここで気に掛かるのは、「辛未の年より当年迄、千九百両を返納」したとある部分。辛未の年は御成御殿経営に掛かる一万両の借金をした年。その二年前になった三千両の返済義務は、当然その時点で派生しているはず。それをも合わせて「辛未の年より」返済を開始したとあるのは、帳消し額が御成御殿経営に掛かる一万両にのみ派生したもののようにも思われる。しかしそれなら、何故敢えて「庚午の年」の三千両から記述を開始する必要があるのか。これ以上は憶測になるので控えるが、ともかく吉保は元禄四年から九年までの五年間に、「千九百両」を弁済していたのである。借金の本体が一万三千両だとすれば一割五分弱、一万両とすれば二割弱の弁済額にあたる。その弁済分が新たに与えられ、借金も棒引きになったのであるから、特例中の特例。もともと、綱吉にしてみれば、気楽な時を過ごせる御成御殿経営のために出費させた額は、身銭を切つて賄うべきとの判断であったのかもしれない。それほどに綱吉は、吉保邸の御成御殿の心地よさを評価していたのである。

### (三) 神田御殿の跡地 — その② —

元禄九年後半以降の吉保は、神田御殿の一部拝領、借金の帳消しなど幸運続き。元禄十一年(二六九八)、四十一歳の吉保は、東叡山寛永寺とうえいざんの根本中堂普請の総奉行を勤め、その功績により左近衛権少将に任じられ大老格となった。翌十二年には、大和地方の旧帝陵の補修等に采配を振るい、皇室との関係も円滑なものに持ち込んだ。

しかしその疲れも手伝ったのか、元禄十三年(二七〇〇)になると、五月二十三日の姉注の逝去に殊の外衝撃を受け、それがきっかけで七月末まで病臥がちで、従来の減私奉公形の勤務からは遠ざからざるを得なかった。

一方、その間の綱吉の心労は並大抵ではなかった。詳細は「楽只堂年録」、『松陰日記』に譲るが、医師や薬師くすりしの手配、祈祷の指図等、あらゆる手段を構じ快復祈願がなされた。それが通じたのか吉保は復活。八月一日からようやく通常勤務へ復帰。その翌日にあたる八月二日の条に、

神田御殿の跡の地を拝領す。居宅の南つゞきなり。坪数、七千四百三拾七坪なり（七十四巻・二四ウ一五オ）。

とあるのである。神田御殿の一部と大路を合わせ、二千三百十八坪を拝領（第四節「二」神田御殿の跡地―その①―）して約四年。この日、追加で拝領したのが、「七千四百三拾七坪」の「神田御殿の跡の地」であった。

かくして吉保は、以前からの九千二百四十三坪半に、七千四百三拾七坪を合わせ、一万六千六百八十坪半を拝領したことになる。ここに窺えるのは、五月下旬から七月末までの二ヶ月半、吉保の病臥に心を碎ききった綱吉が、心底から弾んだ祝儀の表明なのである。

さて、同年十月廿一日の「楽只堂年録」には、

八月二日に拝領したる神田御殿の地に、作事成就したりとて、小普請奉行により告来るによりて、今日請取（七十六巻・二二オ）。

とある。「小普請奉行」は若年寄に属し、江戸城本丸以下幕府関係の建物の営繕を掌る役。その彼らから「作事成就」（この範疇がどこまであるのかは断定できない）から、神田御殿地の作事成就の報告を得て、受け取ったというのであった。

【注】

- 一、珠光院殿玉窓妙眉大姉。吉保の義兄（男子が出来なかった安忠が養子にした男児。養子縁組以降に吉保が誕生した）と結婚するも、恵まれない生涯を送ることに。なつた気の毒な女性。詳細は宮川葉子『松陰日記』を参照されたい。

（四）神田橋の屋敷の活用

神田橋邸は、「七千四百三拾七坪」の増地により、いっそう上屋敷にふさわしい様相を呈したと思しい。ではその後の神田橋邸は、どのように活用されていたのであろう。元禄十三年（一七〇〇）十一月十三日の「楽只堂年録」に、

水野隠岐守勝長、今日、吉保が宅内に移る〔此外、御弟子の輩、吉保が宅内に移り居れるもの十余輩なり。十余年来の事なり〕

(七十七卷・九ウ)。

とある。

水野勝長については、既に詳しく述べたので繰り返さないが、当時、大老格(ここでは吉保)の邸内に、徳川將軍家を心底支援する、あるいは徳川家にゆかり深い人物で、將軍が認めた者を移り住ませる方式が採用されていたことを語るらしい。そうであるなら幕府運営上の政治的問題であり、文化探究を目指す本稿の目的からは逸れる恐れがある。

しかし、たとえ幕府の制度として成文化されていなくとも、將軍に近い幕臣、今の場合は吉保のような立場の人間が、將軍ゆかりの人物の面倒を見るといふ表向きの口実のもと、一族としての結束を図る意図があつて、吉保が勝長の面倒を見るといふ構図になつていたのでしたなら、それは大老格に到つた者の義務であつたのかもしれない。

こうして、大老格吉保は、市ヶ谷の土地での暮らしからは想像もつかない、複雑な人事に組み込まれることにもなつたのであつた。

【注】

一、宮川葉子「徳川綱吉書幅―水野勝長拝領品の背景―」(「国際経営・文化研究」第七卷第一号・二〇〇三年一月)

### (五) 御成御殿の修理

一方、勝長を自らの邸内に住まわせて半年後、元禄十四年(二七〇二)四月十三日の「年録」には、

私亭の御殿、修理成就するによりて、護持院前大僧正隆光来りて、札を押さる。使者にて謝儀五百疋、昆布壹箱を贈る(八十一卷・二一ウ)

一一オ)。

とある。「私亭の御殿」とは、神田橋の吉保邸に附属する綱吉の御成御殿に他ならない。

思い出してみれば、元禄四年（二六九二）二月十三日に、一万両を借金して御成御殿を経営してから（第三節「四」御成御殿の経営）、既に十年の歳月が流れている。御成御殿も「修理」を必要とする状況に至っていたのであろう。もともと御成御殿図（い）は、初御成と同年の十月のもの。（あ）と比べ南西部分が改築されているのが知られる。このように御成御殿は折にふれ使い勝手がよいように手直しされて来ていたらしいと推測されるのであるが、今度の修理は大がかりなそれであったと思しい。その修補成就に、「護持院前大僧正隆光」が来訪。守り札を押ししたというのである。

この「隆光」は、「大僧正」が語るように、当時、幕府で最も珍重されていた僧。もつと述べるなら、綱吉生母桂昌院が帰依してやまなかつた僧侶で、桂昌院の依頼を得ては、綱吉の治世の安泰祈禱を仰せつかっていたのであった。詳細を述べるゆとりを持たないが、後に大火により護国寺に統合された護持院は、焼失さえしなければ、本丸の至近に位置する、護国寺以上に権威ある寺院であった（宮川葉子『松陰日記』参照）。

#### （六）神田橋の屋舗の充実

神田橋の土地を拝領し設営した御成御殿も、修復の時期を迎えていたのは見てきた通りである。それは吉保の自邸においても同様であった。元禄十四年（二七〇二）六月十一日の「年録」に、

頃日、吉保が居宅の勝手を修理して、今日、移徙す（八十四卷・一〇ウ）。

とある。御成御殿が十年経って修理を要するなら、吉保の居宅の勝手（台所）も修理を要する状況であったのであろう。その修理が完了し、この日に関係者（台所を任されている賄奉行等）が移住したというのであるらしい。

ここに察しられるのは、広大な面積を有し、いかなる無理も強制しやうい状況で建築された武家屋敷も、十年も経過すれば、彼方あちこち此方修理を要する状況になっていたらしい事実。江戸の火事と喧嘩は巷間こうかんに聞こえた名高さであったのが語るように、江戸市中の火事など、大小を問わなければ日常茶飯事であった。火消ひけしが纏まといを振りかざす様を描いた役者絵などは、あまりに頻発する火災の象徴でもある。注結果、焼失した建築物の再建も速い。現代の建築術をもつても叶わない速さでの再建は、「楽只堂年録」に多く知られるところで、一ヶ月半もあれば多くの建物が建つ。それは権力による突貫工事が可能であったなどといった特例ではなく、武家も町人も住むところを失っては生きてゆけないという、切羽詰まったところに考え出された江戸市民のアイデアであったとしか言いようがない(この点については後述する)。

## 【注】

一、寛永二十年(一六四三)、幕府は大名火消と呼ばれる消防組織を作った。六万石以下の大名十六家を四隊に分け、一組十日ずつ交代で江戸城の消火活動に当たらせるというもの。しかし、明暦の大火(一六五七)が江戸のほぼ全域を焼き尽くし、江戸城天守閣、城内の多くの施設を焼失させてしまった時、幕府は江戸城のみを守れば事足りるのではないことに気付く。そして万治元年(一六五八)因みに当年は吉保誕生の年でもある)に定火消じょうひけしを設置。旗本数名に火消屋敷と扶持を与え、消火活動の任務に当たさせた。一組百人以上の組織で、火消屋敷は、赤坂溜池、半蔵門、小川町、駿河台、御茶ノ水、市ヶ谷左内坂などの江戸城周囲に配置された。但し「いろは四十八組」の町人のための町火消の登場は、享保三年(一七一八)、八代將軍吉宗の時代の産物である(歴史探訪倶楽部編『歴史地図本』大和書房を主に参照)。

## (七) 再びの増地

神田橋の屋敷の十年目の補修がなされたのと同年(元禄十四年)十月九日のこと、「年録」に次の記事がある。

吉保が宅内せばき事、上聞に達し、小笠原右近將監清達注が神田橋の外の屋敷を拝領す(八十八卷・三二一〇―三二二ウ)。

そして一週間後の同月十五日には、

先頃拝領したる神田橋外の、小笠原右近將監清遙が上げ屋敷を、今日請取。〔坪数二千三百六十坪なり〕（八十九卷・八オ、ハウ）。

とあって受取も確認できる。第三節「(三) 神田御殿の跡地 —その②—」で見えてきたように、綱吉の神田御殿の旧地も拝領し、総計一万六千六百八十坪半になっていたはずの所に、さらに小笠原清遙に返上させた屋敷を受け取ったというのであるらしい。坪数は二千三百六十坪。これによって吉保の神田橋の屋敷の総坪数は、一万九千四十坪半、二万坪近い面積に及ぶ。小笠原清遙の屋敷と、吉保のそれとの位置関係については、本稿「第六節 神田橋屋敷と常盤橋屋敷」で改めて考察するが、「吉保が宅内せばき事、上聞に達し」ての拝領であるところに、吉保邸と地続きであったと考えてよからう。そしてそこには、「総計一万六千六百八十坪半」でも狭いという吉保の当時の発展ぶりが推測されるのである。

上屋敷には普通、藩主、藩士のほか、奉公人や女中などが住み、その数は大藩で三〜五千人、小藩で三〜五百人。敷地内には藩主や正室、側室、子供達の住む御殿<sup>注二</sup>、藩士が住む長屋の他、諸役所、蔵、馬場なども備わっていたという（前項注一引用同書、四八頁参照）。もともと吉保の場合は川越藩主ながら定府であったので、所謂参勤交代する藩主の江戸藩邸内とは若干様子を異にする部分もあるのであるが、上屋敷内での家族や家臣達の同居は同様である。川越藩は七万石余ながら既に吉保は大老格。敷地内に同居する家臣・奉公人・女中達の総計は、少なくとも数百人には達していたと推定され、以後も吉保の出世につれて膨れあがるのが予測されるそれら家臣団の生活空間確保のために、どんどん土地が必要となっていたのであろう。大老格に到れば当然の成り行きではあった。

【注】

- 一、初清貞<sup>きよさだ</sup>、後清遙<sup>きよはら</sup>、忠遙、忠晴など。最終的に忠基を名乗る。織部、織部正、遠江守。右近將監従四位下侍従。父小笠原忠雄、母小笠原備中守眞方養女。天和二年（一六八二）誕生。元禄四年（一六九二）初めて綱吉に拝謁。時に十歳。同九年（一六九六）十二月、従五位下織部正に叙任し、同十年（一六九七）十二月、遠江守に改める。享保二年（一七一七）八月、父の所領北九州小倉へ赴き、異国船漂流の備えに就くよう八代將軍吉宗の命をうけ、成功裏に復命。同十年（一七二

五) 八月、遺領を継ぎ、同年十二月従四位下に昇る。同十八年(一七三三)十二月、侍従に進み右近将監に改める。寛保二年(一七四二)十二月、豊後国玖珠、速見、国東三郡のうちに、三万二千石余の地を預けられる。宝暦二年(一七四九)二月五日卒去。享年七十一歳。良巖、仁洪、濟寺と号す。浅草の海禪寺に埋葬、後葬地となる。室は松平安藝守綱長女。

二、畑尚子氏『徳川政権下の大奥と奥女中』(岩波書店・二〇〇九年十二月)によれば、大名家にも江戸城大奥に準じた奥向があり、そこが正室・側室・子供達の生活空間であったという。

## 第五節 神田橋屋敷の再建

### (一) 吉保居宅罹災

綱吉の御成御殿も含め、神田橋の上屋敷は二万坪近い面積を有する壮大な規模になっていたのであったが、それが一時にして灰燼に帰す。元禄十五年(一七〇二)四月六日の火事によってであった。家族は各所の下屋敷に分散避難、不便な生活を強いられるのであるが、ここでは神田橋の屋敷の再建について見ておきたい。

大老格吉保の上屋敷が焼失したというのは、現在でいうなら首相官邸が焼け落ちたのと同義。再建は火急を要する必須の事態であった。罹災後六日目の四月十一日の「楽只堂年録」には、

居宅の造作、今日、斧はじめをす(九十九卷・二二ウ)。

とあり、同月廿三日には「居館の造作上棟す」(九十九卷・三五ウ)と続く。夜を昼に継ぐ突貫工事がなされ(このあたり『松陰日記』に詳しい)、五月九日には、「吉保が居宅の造作の事を、家臣、平岡宇右衛門四つかさどる。早速成就して、今日移徙す」(二〇〇卷・二二ウ)るまでにこぎ着けたのであった。

吉保が手がけていたのは「居宅の造作」だけではない。御成御殿に関しても同時進行で再建工事の計画が進められていたらしく、再建なった居宅に吉保が移徙した同じ日の「年録」に、

御殿造作の事、上聞に達して、御手自目録を下されて頂戴す。其詞に曰、材木（二〇〇巻・一〇ウ・一一ウ）。

とある。綱吉から御成御殿再建用の「材木」が下賜されたのである。「材木」の二字は、「年録」の中にひとときわ大字で書かれてあり、それを目立たせるため、引用文ではゴチック体にして示した。綱吉も自らの御殿の再建を強く望んでいたのを窺わせる。

## （二） 家族の居所

吉保の居宅が再建されてのち、五月十一日には、正室定子のそれが成就。「靈雲寺の覚彦比丘を請じて法を修せ」しめている（二〇〇巻・二四ウ）。その二日後の五月十三日には、継嗣吉里のそれが成就。覚彦比丘が来訪（二〇〇巻・二ウ・二オ）。三番目の成就は、吉里実母染子の居所。五月十四日のことであった。覚彦比丘は同様であった（二〇〇巻・二三オ）。そして同月十五日には、定子が「新宅に移徙」（二〇〇巻・二四ウ）。廿二日には吉里と染子が新宅入りを果たした（二〇〇巻・二九ウ）。その間にあたる五月十九日、町子の二男児の居所と吉保養女のそれらも成就、覚彦比丘が法を修し（二〇〇巻・二八オ・二八ウ）、同月廿七日に移り住んだのであった（二〇〇巻・四〇オ）。

ここで気になるのが次の記事である。吉保の家族の居宅が次々に完成。移り住む記事が続く中、五月廿六日の条に、

吉里が奥方の用意にて、今日柱立す（二〇〇巻・四〇オ）。

とある。この点に関しては既に第一節「（二）新向屋敷」で触れたが、「吉里が奥方」とは酒井雅楽頭忠孝女頼子うたのかみたたかのみよりこ。吉里と頼子は以前から許婚いらい、許婚であった。吉里が彼女と実際に婚姻するのは、元禄十七年（三月十三日に宝永に改元）一月二十八日のこと。正式の納采もその前年（元禄十六年）十一月

一日のことで、元禄十五年のこの時点では「奥方」とは呼べない。もともと、「楽只堂年録」は、吉保邸が今回の火災に遭い、過去の記録類の多くを焼失してしまった中、各所に残る資料を渉猟し、纏め直された経緯をもつため、纏め直しの時点では既に吉里の奥方になっていた頼子を、「奥方」と呼んだ可能性も考えられる。それにしても、頼子の「用意」により「柱立」がなされたとはどういう意味か。推測の域を出ないが、酒井家では許婚者吉里のところに起きたこの度の火災に対し、火事見舞いの意味も込め、娘が入興した際、住まわせるべく一棟の建築を申し出たといったことがあったのではあるまいか。本稿第一節「(二) 新向屋敷」で「後述」としておいた所以でもある。

### (三) 御成御殿再建

元禄十五年五月九日、御成御殿の再建を期待する綱吉から「材木」が下賜されたことは既に述べた(第五節「(一) 吉保居宅罹災」)。その後、吉保及び家族の居宅完成、それに伴う移徙が続いたが、いよいよ御成御殿再建の時がやってきた。六月廿八日の「年録」に、

今日、屋舗の内の御殿の釘初をす(二〇一卷・三ウ・二四オ)。

とある。八月十一日は「御殿の柱立」であった(二〇三卷・五ウ)。

ところで続く閏八月十四日には、「私宅の舞台、柱立なり」(二〇四卷・一六ウ)とある。これは、吉保邸に属する舞台で、御成御殿のそれではなさそうである。因みに、謡曲好きの綱吉のために、初期から御成御殿には能舞台が設えてあった(巻末御成御殿設計図(あ)・(い)・(う))。ということとは、神田橋の屋敷には、御成御殿の能舞台と柳沢家の能舞台の、二つのそれがあったということになる。詳細はいずれ述べる機会もあろうが、吉保自身は謡曲には疎いと言った方が正確で、せいぜい「お謡」(能の詞章に節をつけて謡うこと)程度であったのに比して、吉里は、幼い頃から綱吉の期待に背かず能楽の習練に懸命で、綱吉から度々の能衣裳、能道具の拝領を仰いだことは、「楽只堂年録」の御成の記事や、登城しての謡初めの記事に多々窺える。

さて御殿の再建が進む中、閏八月廿一日には、

新に構たる宅内の御殿の前に、井水湧出づ。一家賀慶す（二〇四巻・一九オ・一九ウ）。

などという記事も見える。新御殿の前に泉が湧き出たというのである。吉保は沈着冷静な政治家であるが、俗にいう縁起を担ぐ人間でもあった。吉兆に対して必要以上に敏感なのである。ここもその類であったようで、綱吉から材木を拝領して再建中の新御殿の前に泉が湧いた——、二度とこの御殿を火災に遭わせないで済むとも思ったのか、「一家賀慶」に及んだらしい。そして九月十四日、いよいよ新御殿が完成。「年録」は、

吉保が宅の御成御殿の経営成就するによりて、護持院大僧正隆光来りて、安鎮の法を修す（二〇六巻・八オ）。

と記録。吉保の個人的建築に関しては、霊雲寺の覚彦比丘が安鎮の法を引き受けていたのは見てきた。しかし、御成御殿ともなると、護持院大僧正隆光の出番なのである。隆光は桂昌院が帰依していた高僧。綱吉が將軍職に就けたのも、隆光の祈祷故と信じて疑わなかった桂昌院（宮川葉子『松陰日記』）、御成御殿落成にあたり、隆光に祈祷を依頼するのも故なしとしない。その折の設計図が巻末の「御成御殿図」（う）である。タイトルに「壬午九月新行殿図」とあるそれは、元禄四年次の（あ）・（い）と比べ、東や東北に土蔵をそなえるのみならず、内部の部屋部屋も建て増され、大規模に充実が図られているのがわかる。

#### （四）家宣の新御殿

宝永元年（一七〇四）は吉保四十七歳。その十二月五日、綱吉は、吉保の尽力と奔走により、甲府宰相綱豊つなとよ（綱吉の兄家綱いえなの息男。後の家宣いえのぶ）を將軍継嗣に決定することが出来た。そして同月二十一日、恩賞として吉保に甲斐国の一部を与えたのである。ここに吉保は自らの出身地甲斐国にお

いて、国持ち大名となることができた。表高おもたか十五万余、内高うちたか（含み益）も合わせ実質二十二万余注であった。

綱豊も吉保に大いに感謝、綱吉同様、吉保邸への御成を望む。宝永二年（二七〇五）十二月朔日の「年録」に、

来春、私亭に大納言様注御成なるべきによりて、御殿を経営す。今日、新初なり（二七六卷・二オ）。

とあり、越年した宝永三年（二七〇六）一月十五日には、

吉保が宅へ、大納言様の御成あるべき経営にて、あらたに御殿をしつらふ。今日、上棟なり（二七九卷・二七ウ）。

と続く。二万坪近い神田橋の屋敷の中に、綱吉用の御成御殿とは別に、家宣のための御成御殿も新設されたのである。そして同年二月三日、

護持院前大僧正隆光を招きて、大納言様の御成御殿に札を貼しむ（二八〇卷・四ウ、五オ）。

とあって、綱吉の時同様に隆光による札貼りがなされた。因みに家宣は同年二月十一日に初御成を果たすのであるが、その折の「楽只堂年録」の書きようから、綱吉用に立てられた初期の御成御殿（御成御殿設計図（あ・い））と大差のない規模であったと推測される。勿論、この度新たに再建なった綱吉用の新御殿は、かなり大規模なものになっていたので（同（う））、それとくらべれば簡素であるが、綱吉・綱豊用の二つの御成御殿を建て得る、それが神田橋の吉保邸の敷地であったのである。

以下は次号で報告する。

【注】

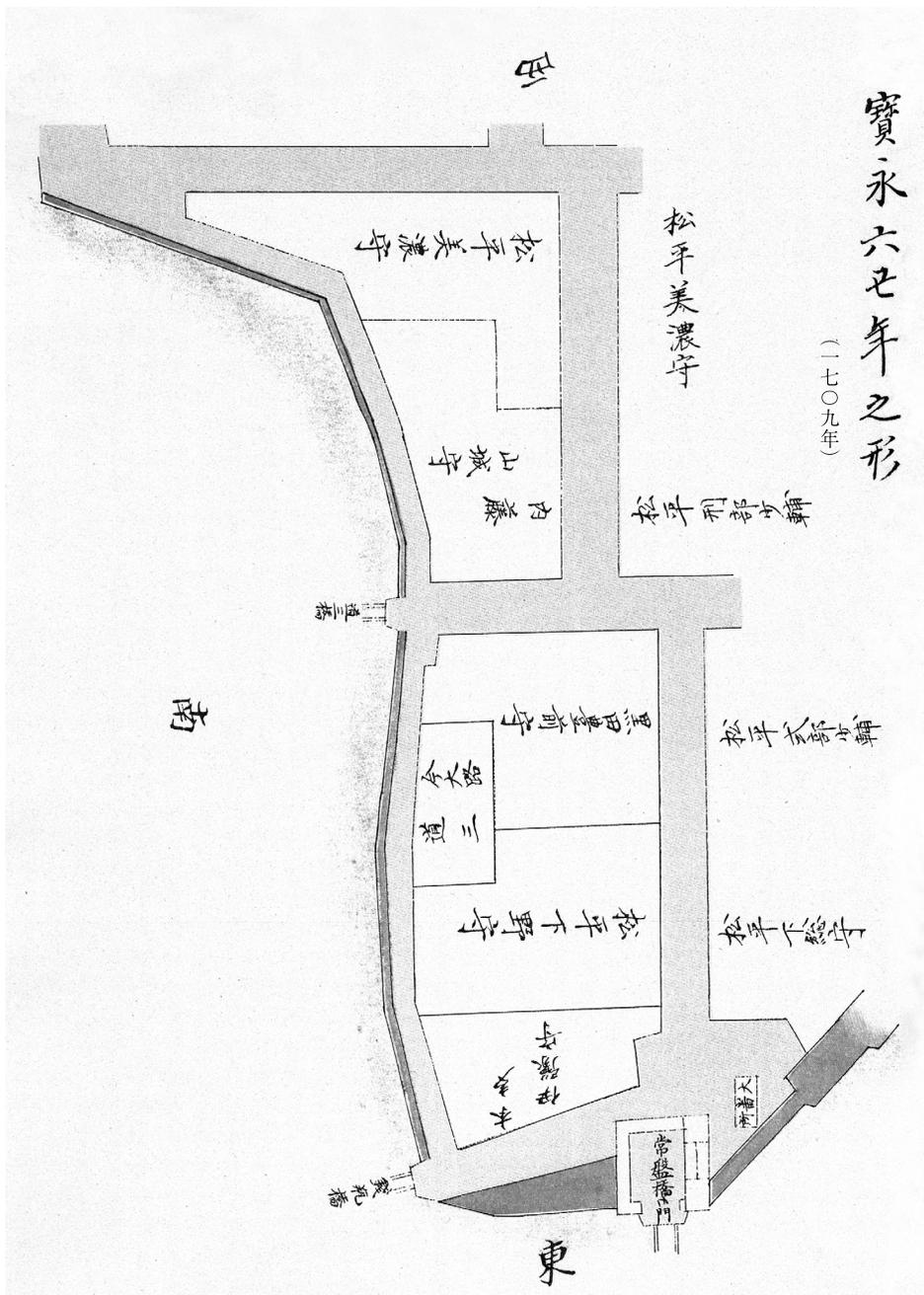
- 一、綱吉の朱印状には二十二万八千七百六十五石とある。
- 二、綱豊は「楽只堂年録」の中で、將軍宣下までは「大納言様」と呼ばれている。

(受理 平成二十二年一月九日)

みやかわ ようこ：淑徳大学 国際コミュニケーション学部 文化コミュニケーション学科 教授

# 寶永六七年之形

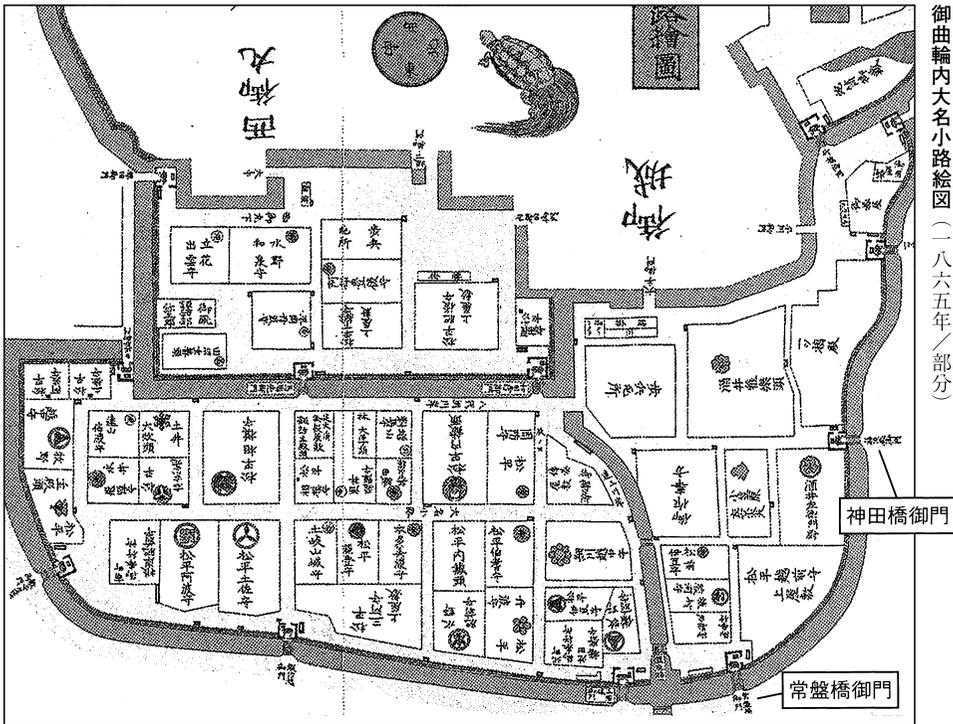
(一七〇九年)



柳沢吉保の上屋敷(上) — 神田橋屋敷と常盤橋屋敷を中心に —

〔絵図Ⅰ〕

御曲輪内大名小路絵図（一八六五年／部分）



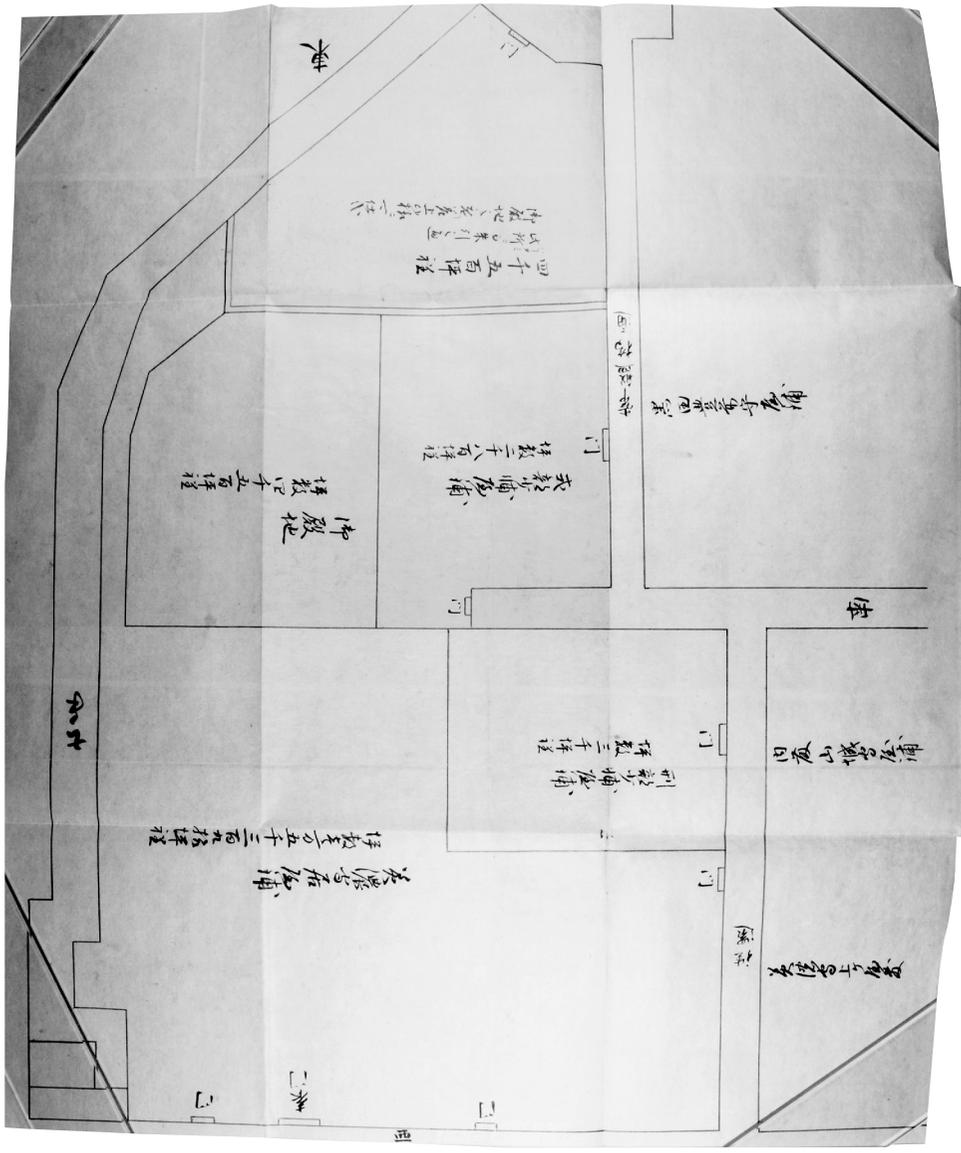
千代田区大手町、丸の内周辺







柳沢吉保の上屋敷(上) — 神田橋屋敷と常盤橋屋敷を中心に —

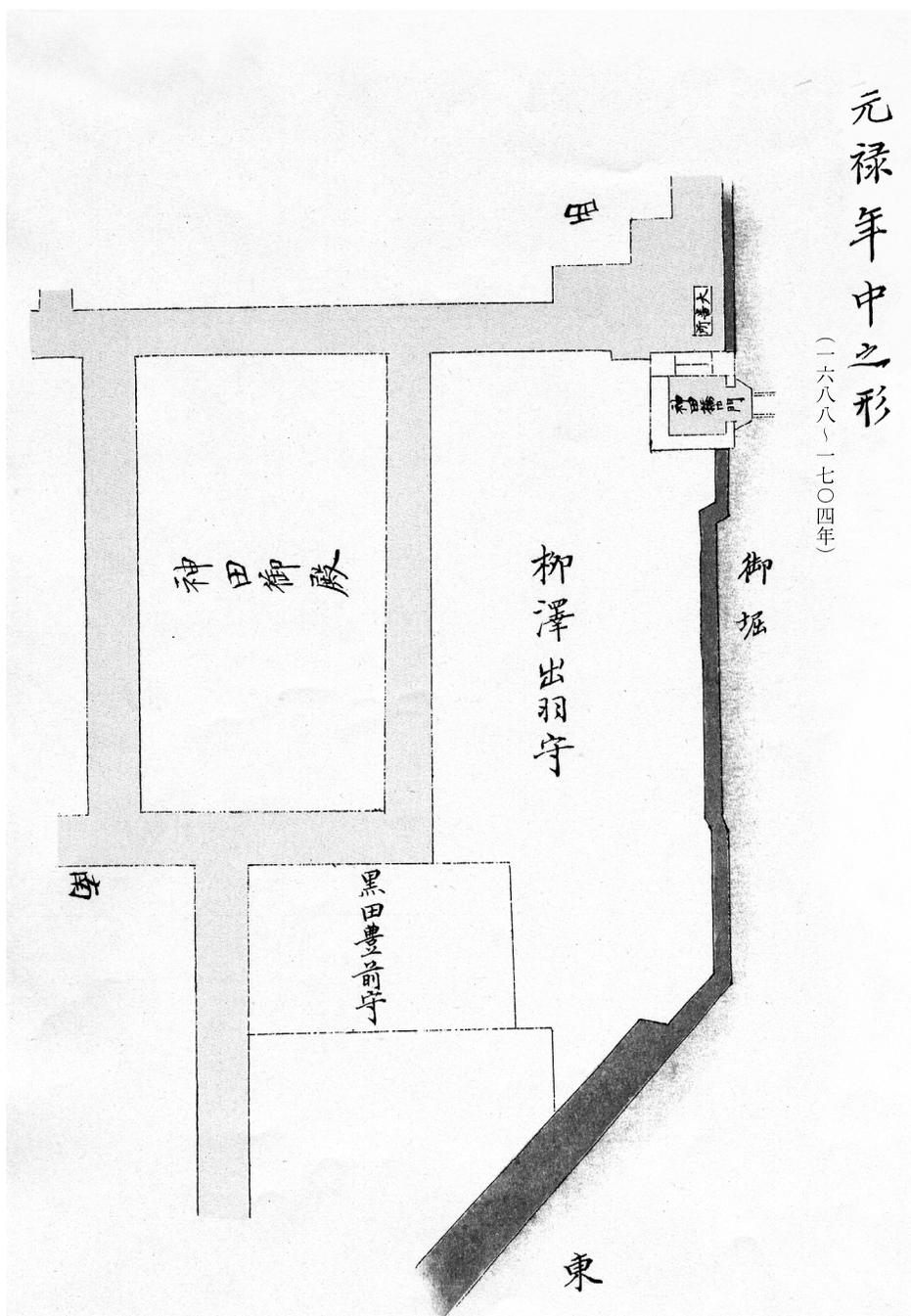


[参図V]

[絵図Ⅵ]

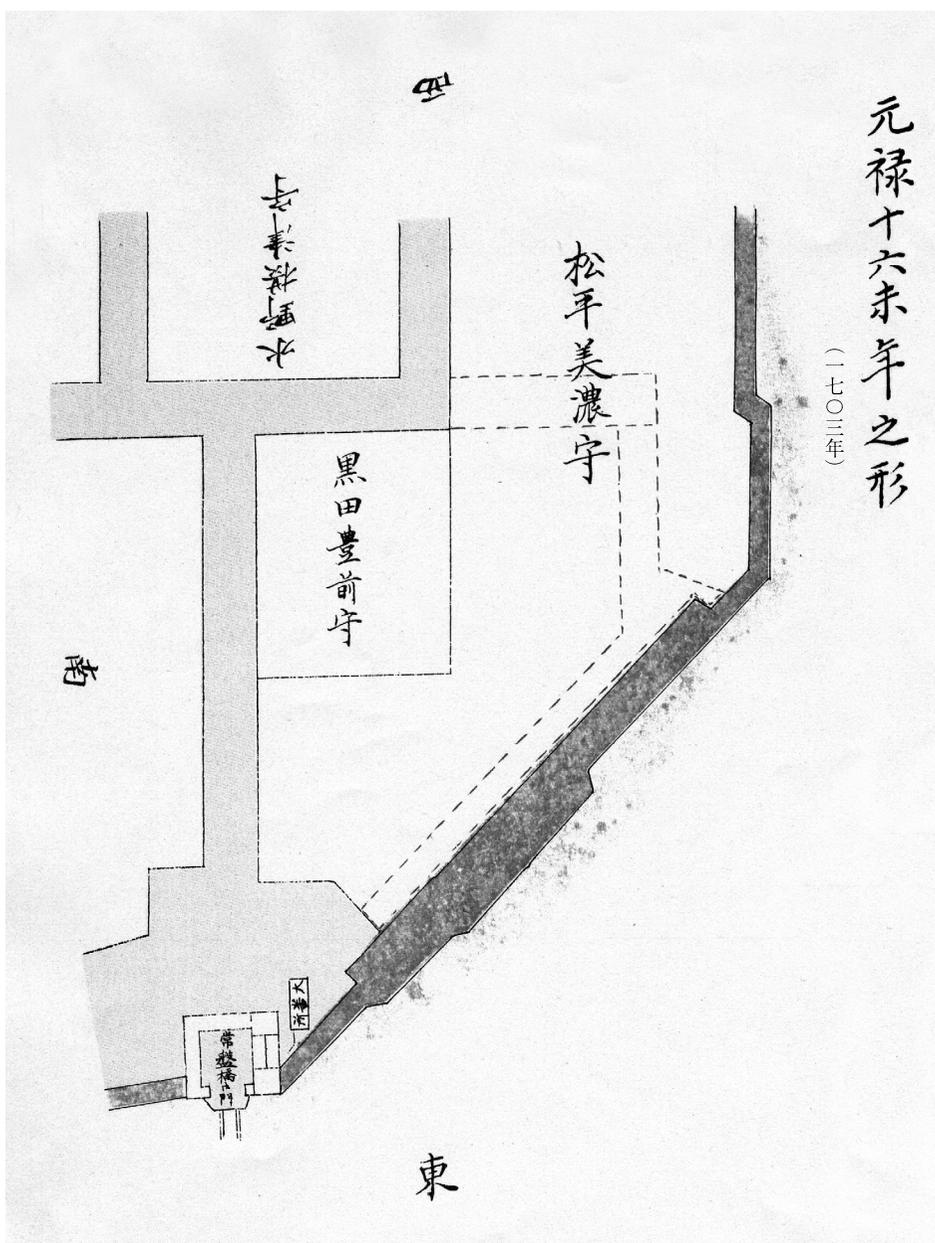
# 元禄年中之形

(二六八八、一七〇四年)



元禄十六未年之形

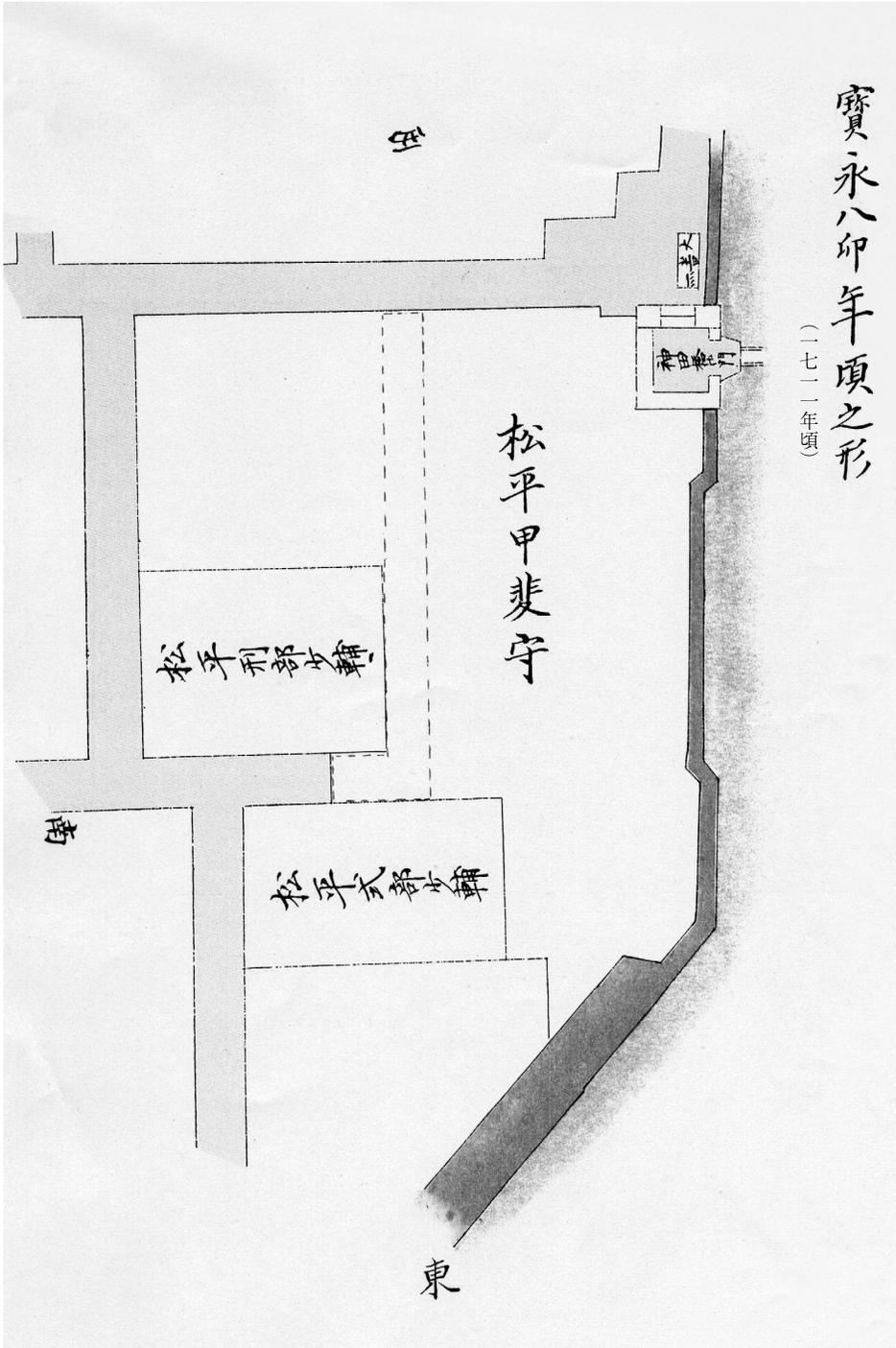
(一七〇三年)



柳沢吉保の上屋敷(上) — 神田橋屋敷と常盤橋屋敷を中心に —

寶永八卯年頃之形

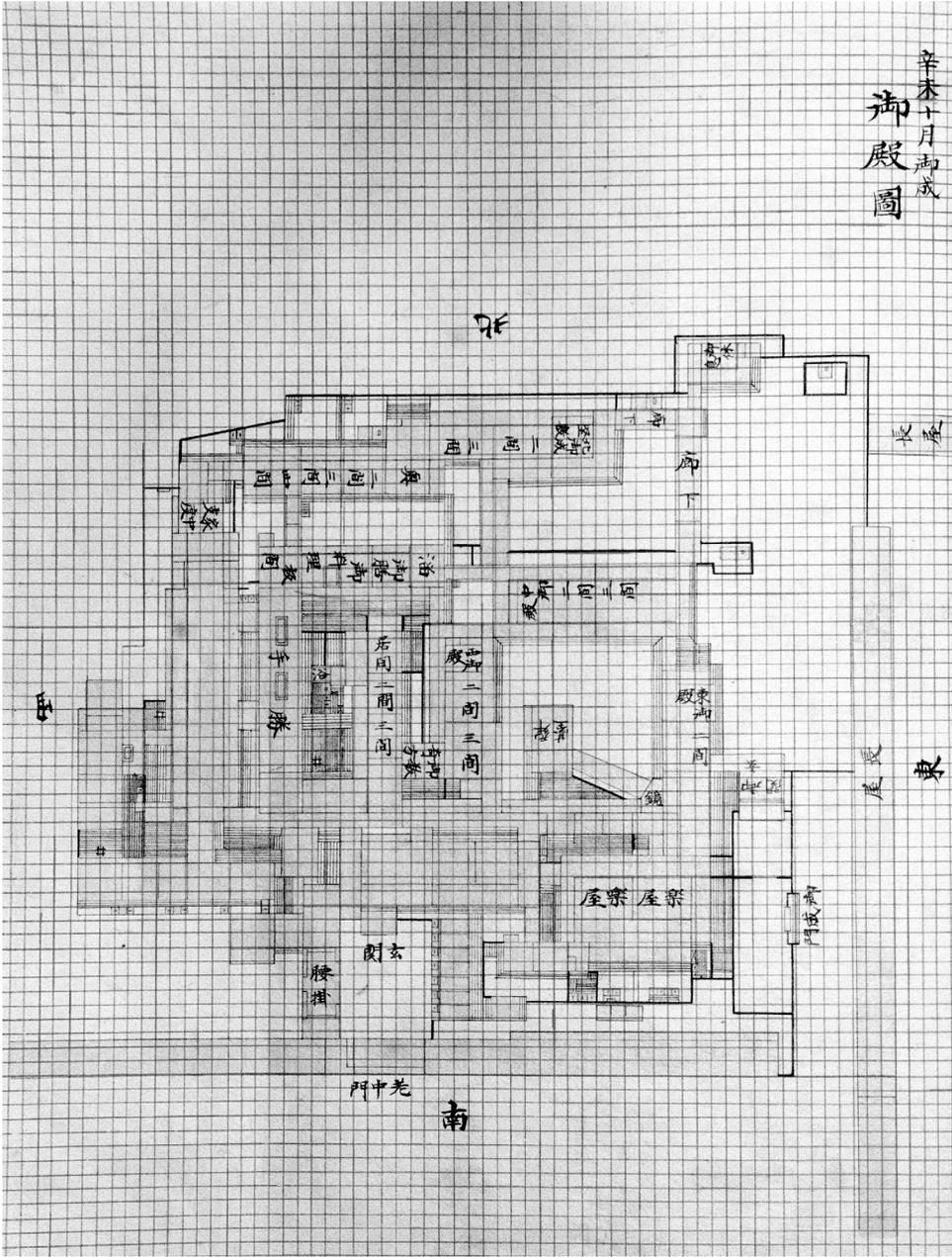
(一七二一年頃)

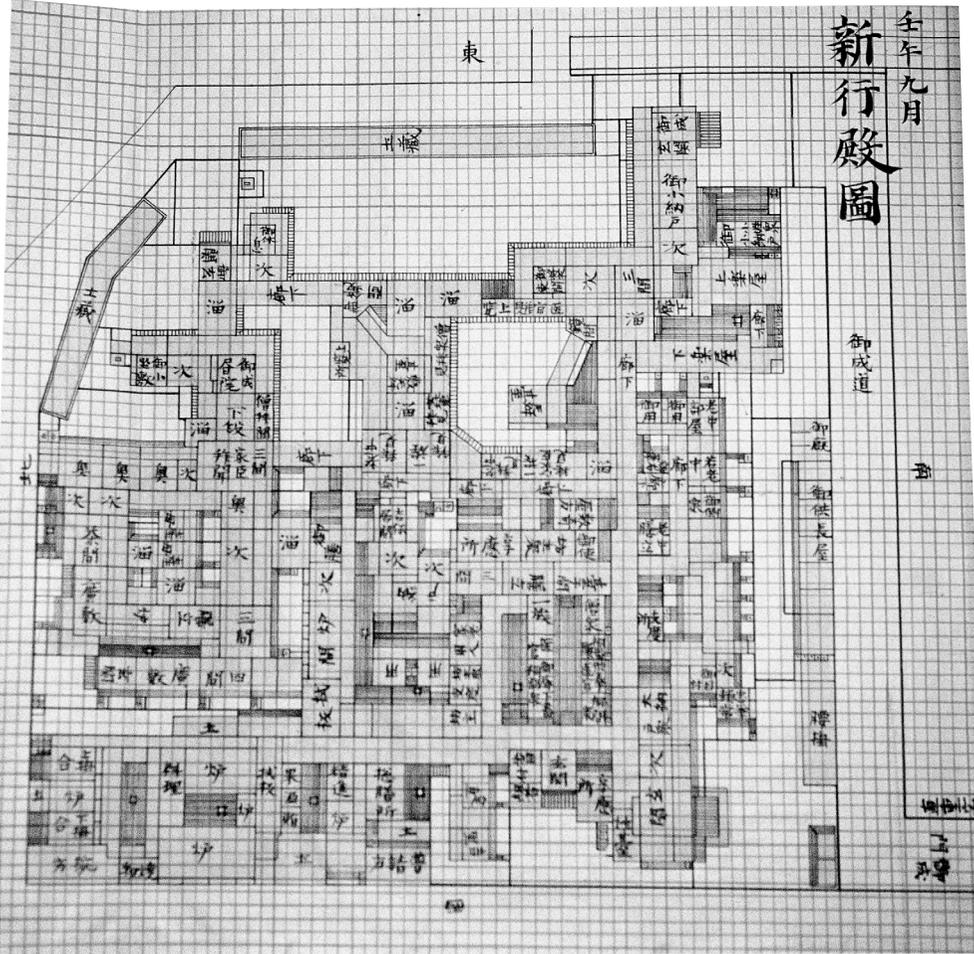




(1)

辛未十月落成  
御殿圖





柳沢吉保の上屋敷(上) — 神田橋屋敷と常盤橋屋敷を中心に —

[視図関連]

(I)



(II)



(III)



(IV)



(V)

